

## 給与を上げると、税金が優遇される！

### ●概要

平成25年度税制改正では、従業員への給与などの支給額を上げた場合に、税額控除ができる制度（所得拡大促進税制）が創設されました。以下、適用要件等を説明いたします。



### ●適用要件

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成28年12月31日）において、従業員に対して給与等を支給し、以下の3つの要件を満たした場合、支給増加額の10%の税額控除ができる制度です。

ただし、税額控除できる税額は、その適用事業年度における法人税の額の20%（大企業は10%）、個人事業の場合は、所得税額の20%が限度となります。

また、本制度は青色申告書を提出している法人又は個人事業主が対象となります。

- ① 給与等支給額が基準事業年度（※1）の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

	↑	↑
	基準年度からの増加額	基準年度からの増加額
給与等支給額	給与等支給額	給与等支給額
平均給与等支給額 基準事業年度 (平成25年3月期)	平均給与等支給額 適用1年目 (平成26年3月期)	平均給与等支給額 適用2年目 (平成27年3月期)

（※1） 基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度直前の事業年度をいいます。

→3月決算法人の場合、平成25年3月期

### ●対象となる給与等支給額

給与等支給額とは、従業員に支給する給与、賞与等の額で、役員と役員の子供、使用人兼務役員に対して支給する給与や賞与は除かれます。

また、国内に勤務する従業員に対するものであるため、海外の支店に勤務する従業員に対して支

給する給与は含まれません。

平均給与等支給額は、給与等支給額を、適用事業年度における給与等支給者数で除して計算した金額をいいます。以下、例示をいたします。

事業年度	給与等支給額	支給者数	平均給与等支給額	法人税額
基準事業年度	2,000	50	40	300
適用1年目	2,236	52	43	250
増加額	236	-	3	-

単位：万円

給与等支給額が基準事業年度に比べ、236万円（11.8%）の増加（5%以上）、また平均給与等支給額も、前事業年度を下回っていません。

例は、所得拡大促進税制の3つの適用要件を満たしていますので、適用1年目の法人税額の20%（250万円×20%=50万円）を限度に、支給増加額の10%（236万円×10%=23.6万円）を法人税額から控除することができます。

### ●本制度の利用にあたり

本制度の利用に際し、所定の書類の提出や届出など、特段の手続きの必要はありません。

ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の確定申告書に、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

### ●雇用促進税制とのダブル適用は不可

事業年度中に、雇用者数（雇用保険被保険者）を2人以上増加させた場合、雇用者の増加1人当たり40万円の法人税額の税額控除（法人税額の20%を限度）ができる制度（雇用促進税制）と所得拡大促進税制の併用はできません。どちらか一方を選択適用することとなります。

また、従業員を新たに雇い入れる場合の助成金（トライアル雇用奨励金など）と所得拡大促進税制を併用することは可能ですが、給与等支給額を計算する際は、実際に支給した額から助成金を控除して、要件の判定や控除を受ける金額の計算を行うこととなります。

### ●最後に

本制度を使用の際は、雇用促進税制との比較も必要となります。どちらの制度を利用するのが良いか、担当者にご相談下さい。（古井 洋平）